

高山市学校給食センター
運営・維持管理等業務委託
基本協定書（案）

令和 7 年 9 月

高山市

高山市学校給食センター運営・維持管理等業務委託（以下「本業務」という。）に関して、高山市（以下「市」という。）は、以下に定義する構成企業及び協力企業からなる運営等グループ（以下「企業グループ」という。）と締結される各種契約に関する基本的な事項について合意し、次のとおり、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。「構成企業」とは、市と本業務の実施に関して直接契約を締結する法人で、代表企業である〇〇（以下、「代表企業」という。）と〇〇をいう。また、「協力企業」とは、市と直接契約を締結しない法人で、〇〇と〇〇をいう。

（趣旨）

第1条 本協定は、本業務に関し、企業グループが公募型プロポーザル方式により優先交渉権者に選ばれたことを確認し、本業務にかかる次の各号に掲げる契約（以下、総称して「本契約」という。）の締結に向けた、市及び企業グループの双方の協力について定めることを目的とする。なお、各号の契約期間は、募集要項のとおりとする。

- （1）高山市学校給食センター設計・施工支援業務委託契約
- （2）高山市学校給食センター開業準備業務委託契約
- （3）高山市学校給食センター運営・維持管理業務委託契約

（調理設備の取扱い）

第2条 原則として提案書に記載された調理設備の仕様及び構成が、別途発注予定の高山市学校給食センターに係る設計業務に反映されるとともに、建設時に納入されるものとする。ただし、後継機種の発売など設計段階においてやむを得ず変更となる場合は、市と協議の上変更されるものとする。なお、市の都合による変更は想定しない。

（当事者の対応事項）

第3条 市及び企業グループは、本契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

- 2 企業グループは、本契約締結のための協議に当たっては、高山市学校給食センター運営・維持管理等委託事業者選定委員会及び市の要望事項を尊重する。

（本契約の締結）

第4条 市及び企業グループは、第1条に定める高山市学校給食センター設計・施工支援業務委託契約を令和8年4月、高山市学校給食センター開業準備業務委託契約を令和11年10月、高山市学校給食センター運営・維持管理等業務委託契約を令和12年4月を目途とし、互いに最大限の努力を講じ、それぞれの契約の締結を図る。

- 2 前項の規定に関わらず、本契約の締結前に構成企業のいずれかが、次の各号いずれかに該当したときは、市は本契約を締結しないことができる。

- （1）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独

占禁止法」という。)第61条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該排除措置命令又は当該納付命令が確定したとき。

(2) 自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(3) その他、事由の如何を問わず、市の指名停止措置を受けたとき。

(本契約の不調)

第5条 事由の如何を問わず本契約が締結に至らなかった場合には、本協定に別段の定めがない限り、既に市及び企業グループが本業務の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に何らの債権債務関係の生じないことを確認する。

(秘密保持義務)

第6条 市及び企業グループは、本協定又は本業務に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行又は本業務の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

(1) 開示のときに公知である情報

(2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3) 開示の後に甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

(4) 市及び企業グループが本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、市及び企業グループは、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障をきたす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

(2) 法令等に従い開示が要求される場合

(3) 権限ある官公署の命令に従う場合

4 市及び企業グループは、前項の定めるところに従い秘密情報を第三者に開示する場合には、当該第三者が法令上守秘義務を負う場合を除き、当該第三者に対し前項と同様の秘密保持義務を課すものとする。

5 企業グループは、本業務に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、市の定める諸規定を遵守するものとする。

(一般的損害)

第7条 市又は構成企業が、本協定に定める条項に違反し、これにより契約当事者に損害を与えたときは、本協定において別途定める場合を除き、その損害を当該当事者に賠償しなければならない。いずれかの構成企業が本条に基づき市に対して損害賠償責任を負担する場合、代表企業は連帯してかかる責任を負担する。

(本協定の変更)

第8条 本協定の規定は、市及び企業グループの書面による合意がなければ変更できない。

(管轄裁判所)

第9条 市及び企業グループは、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、岐阜地方裁判所高山支部を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(本協定の有効期限)

第10条 本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし本契約が成立した日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものとする。ただし、本協定の終了後も第5条、第6条及び第8条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

2 前項の定めにかかわらず、本契約が締結に至らなかった場合には、本契約の締結不調が確定した日をもって本協定は終了するものとする。

(誠実協議)

第11条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義のある事項については、市が定める要領、要綱、規則及び条例によるほか、その都度、市及び企業グループが誠実に協議の上これを定めるものとする。

以上の証として、本基本協定書を当事者数分作成し、各当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

高山市花岡町2丁目18番地

高山市長 田中 明

〇〇（企業住所）

〇〇（商号又は名称）

〇〇（代表者名）